

警報発令時の登園について

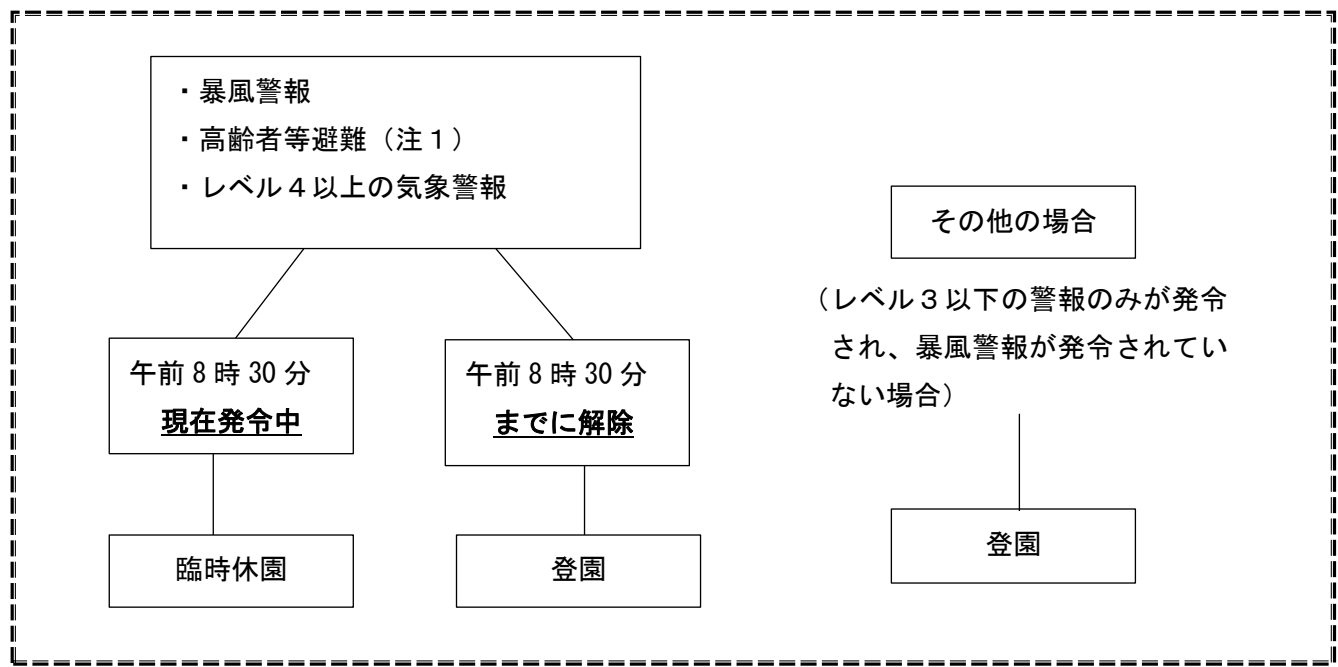
警報発令時や地震発生時等の登園について、下記の通り対応をしますのでお知らせします。ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

記

- ① 大阪府下全域または南河内地区、松原市に『暴風警報』または『高齢者等避難（注１）』及び『レベル４以上の気象警報』が発令されている場合は、登園を見合わせて自宅待機をしてください。
- ＊ 警報が発令されていない場合でも、天候の状況により危険が予想されるときや緊急事態には、子ども未来室の指示に従い幼稚園より保護者に連絡することがあります。在園中は連絡がとれるようにしておいてください。
- ② 松原市に『震度５弱』以上の地震が発生した場合は、『臨時休園』になります。また、その日以降の登園も幼稚園からの連絡があってからとし、それまでは自宅待機をしてください。

○午前８時３０分までに警報が【解除】された場合は、安全に十分注意して登園してください。通常通りの保育を行います。
（午後保育がある日は弁当を持ってくるください。預かり保育についても通常通り行います。）

○午前８時３０分の時点で、警報が発令されている場合は『臨時休園』となります。



- 上記以外で、『避難指示』が発令されることにより、臨時休園とする場合は、子ども未来室より指示がありますので、その都度お知らせします。
- 登園後に、『暴風警報』『高齢者等避難（注１）』『レベル４以上の気象警報』が発令された場合、または『震度５弱』以上の地震が発生したときは、安全に留意してできるだけ早くお迎えにきてください。

★早朝の預かり保育においては、上記警報等が午前６時現在において発令中の場合、早朝の預かり保育は行いません。

＊（注１）高齢者等避難

指定河川の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合や洪水の危険度分布で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合、高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が接近・通過することが予想される場合などに市から発令される避難情報